

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
独立行政法人日本学生支援機構リスク管理支援業務	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉岡 知哉 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	R1.8.1	EY新日本有限責任監査法人 東京都千代田区有楽町1-1-2 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー	1010005005059	本件企画競争による公募において、審査を経て選定された企画内容を実行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当。	-	8,061,120	-	-				企画競争
令和元年度中長期延滞債権回収業務	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉岡 知哉 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	R1.8.9	日立キャピタル債権回収株式会社 東京都港区西新橋1-3-1	10104010027007	本件企画競争による公募において、審査を経て選定された企画内容を実行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当。	-	67,937,853	-	-				企画競争
第56回日本学生支援債券買取引受	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉岡 知哉 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	R1.8.23	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 大和証券株式会社 みずほ証券株式会社 東京都千代田区丸の内2-5-2	4010001129098	本件企画競争による公募において、審査を経て選定された企画内容を実行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当。	-	35,100,000	-	-				企画競争
2019年度日本留学フェア(タイ)実施業務委託	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉岡 知哉 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	R1.8.1	タイ国元日本留学生協会(OJSAT) 408/65 16th fl. Phahonyothin Place Phahonyothin Road, Samsennai, Phayathai, Bangkok 10400 Thailand		本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること、及び日本タイ双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要であるが、当該要件を満たす者が他にいないため、外国での契約及び事業を効果的に実施する者が特定されることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当。	-	14,255,091	-	-				随意契約(海外での契約)
「2019年度日本留学フェア(国際教育展:中国)」の実施に係る展示スペース等の申し込み	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉岡 知哉 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	R1.8.30	Fairlink Services Ltd. Room 1105,Tower B,SOHO New Town, No.88 Jianguo Road, Chaoyang District, Beijing 100022,China		本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること及び日中双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要であり、事業(フェア)の主権者側が指定した事業者であるため、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当。	-	24,849,164	-	-				競争性のない随意契約

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。